



ベトナム：2020年環境保護法(Part 2)

執筆者: Vu Le Bang, Dinh Thi Hien Ly

2020年11月17日、ベトナム国会は環境保護法(72/2020/QH14、以下「新法」という。)を可決し、2014年環境保護法(以下「現行法」という。)を改正した。新法は、一定の例外を除き、2022年1月1日から施行される。

「ベトナム：2020年環境保護法(Part 1)」の記事に続き、このPart 2では、環境許可、環境に関する損害の賠償における因果関係、居住区域からの安全距離、環境監査、オゾン層保護に関する事項を取り上げる。

1. 環境許可

新法は、現行法が規定する個別の許認可の内容を統合・改正し、統合された環境許可制度を導入する。¹

統合された環境許可制度は、企業が、投資プロジェクト又は施設の種類及び特性に応じて、各特定の投資プロジェクト又は施設について、一つの統合された環境許可を1つの当局のみに申請することを可能にする。これは、現行法の下では、当該許可の種類及び関連する投資プロジェクト又は施設の特性に応じて、個別の許認可が、異なる当局によって発行されることがあるのとは対照的である。

新法施行日以前に稼働している生産、事業及びサービス施設・区域並びに産業クラスターについては、新法施行日から36ヶ月以内に統合された環境許可証を取得しなければならない。もともと、現行法に基づき、個別の許認可²を取得している場合、当該許認可の有効期限が失効するまで、あるいは、当該許認可が無期限の場合には、新法施行日から5年間、その許認可は、継続して使用することができる。

統合された環境許可は、発行する当局及び対象プロジェクト/施設の所有者が、それぞれ電子ポータル及び情報サイトその他の手段で公表しなければならない。ただし、企業秘密又は国家秘密を構成する内容については、例外とされている。

¹ 環境保全工事完了証、生産資材としての利用のためのスクラップ輸入における環境保全適格証、有害廃棄物処分許可証、有害廃棄物発生源の所有者登録証、産業排出許可証、廃水排出許可証、及び灌漑工事への廃水排出許可証がある。

² 例えば、環境保全工事完了証、環境基準適合証、生産資材としての利用のためのスクラップ輸入における環境保全適格証、有害廃棄物処分許可証、廃水排出許可証、又は灌漑工事への廃水排出許可証。

本ニューズレターは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法又は現地法弁護士の適切な助言を求めて頂く必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所又は当事務所のクライアントの見解ではありません。

2. 損害賠償における因果関係の反証義務

現行法及びその関連する規則の下では、環境紛争の場合、原告が、その申し立てた違反行為と、その行為により発生する損害との間の因果関係を立証する責任を負う。もっとも、原告は、通常、違反行為により最も影響を受ける一般市民又は地域団体であるものの、その因果関係を立証するための適切な手段を有していないことが多い。

上記を踏まえ、新法は、裁判所において申立てがなされた損害賠償請求を解決するため、被告が、申し立てられた違反行為と原告が被った損害との間に因果関係が存在しないことを立証する責任を負うこととした。これは、これまで環境汚染の被害者が、訴訟において、その被った損害についての請求を追求することを妨げてきた現実的な障壁を取り除くことを目的としている。

3. 居住区域からの安全な距離の確保

新法は、居住区域から一定の距離を確保しなければならない生産、事業及びサービス施設・倉庫を決定する際の原則及び要件を規定している。かかる施設及び倉庫の要件は、以下の通りである。

- 引火性又は爆発性のある物質を取り扱い、又は貯蔵する
- 放射性物質、放射性廃棄物又は放射線装置を含む
- 人その他の生物に有害な物質を取り扱い、又は貯蔵する
- 人の健康に悪影響を及ぼす粉じん、不快なにおい又は騒音を発散するおそれがある
- 水源を汚染するおそれがある

上記の要件は、現行法に規定されている要件と実質的に同様である。しかし、新法では、省レベルの人民委員会が、関連する省で運営されており、安全距離要件の対象となるものの、当該要件を満たしていない施設や倉庫に適用される、安全距離要件の実施に関するロードマップを公表しなければならないと規定している。

4. 環境監査

環境監査は新法において初めて導入された。環境監査は、被監査企業の生産、事業及びサービス施設に関する環境管理及び汚染管理の効率性を体系的かつ包括的にレビュー及び評価するものである。

環境監査では、①エネルギー、化学物質、原材料及び生産資材としての利用のために輸入されるスクラップの使用、及び、②汚染管理、廃棄物管理をその主な対象としている。独立した監査法人が環境監査の実施に従事する場合もあれば、天然資源環境省の定める自主監査活動のための技術指導に従い、自主環境監査が実施される場合もある。新法では、生産、事業及びサービス施設に対して、環境監査を行うことを奨励するが、義務ではない。

5. オゾン層保護

オゾン層の保護やその他の気候変動更全般について、新法は、現行法に比べてより詳細な規則を定め、気候変動への適応や温室効果ガスの排出削減について、首相、天然資源環境省、関係省庁及び地方当局の責務を明らかにしている。

新法下のこのような規定は、現行法の下では不明瞭かつ効果的ではない一般的な規定を改正して、気候変動への適応を促進し、温室効果ガス排出量を削減する政策の実施を促進することを意図しており、気候変動及び温室効果ガス排出への適応に関連して企業に追加的な義務を課す可能性がある。このような追加的な義務は、現在起草中の新法の下位法令において詳細に規定される。

また、温室効果ガスの排出削減及びオゾン層保護のため、新法は、新たに温室効果ガス排出枠と炭素クレジットの交換及び相殺のメカニズムを有する国内の炭素市場について規定する。

監修者

本ニュースレターの内容に関するお問い合わせにつきましては、こちらの E-mail にお寄せください。

na_vnnl@eml.nishimura.com



ひらまつ あきら
平松 哲

西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士 ハノイ事務所代表

新規進出、事業提携、企業買収等日本とアジア新興国との間の国際取引を中心として、日系企業の案件に幅広く携わる。2004年東京大学法学部卒業、2006年弁護士登録。2010年から2012年まで証券取引等監視委員会開示検査課に、2012年から2013年まで金融庁検査局に出向。2014年バージニア大学ロースクール卒業(LL.M.)、ベトナム外国弁護士登録後、2014年8月より当事務所ホーチミン事務所にて勤務開始。2021年より、ハノイ事務所代表。



ヴレバン
Vu Le Bang

西村あさひ法律事務所 ホーチミン事務所 パートナー

ホーチミン事務所のベトナムパートナーとしてベトナムプラクティスを主導。インバウンド投資案件、一般企業法務、M&A、コンプライアンス、不動産および建設、労働法務に精通している。キャピタルマーケット、プロジェクトファイナンス、インフラ、エネルギー案件にも多数関与。

ソウル、ホーチミンシティのロゴス法律事務所および多国籍企業での執務経験を有する。

2007年にベトナム社会主義共和国弁護士登録。



ハー ホアン ロック
Ha Hoang Loc

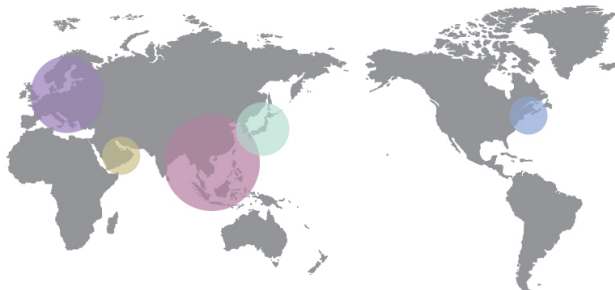
西村あさひ法律事務所 ホーチミン事務所 パートナー

ホーチミン事務所のベトナムパートナーとしてベトナムプラクティスを主導。国営企業への戦略投資ほか M&A 分野における豊富な経験を有するほか、規制が厳しい業種である銀行、製薬、不動産、エネルギー分野における M&A その他取引にも多数関与。

Mayer Brown JSM(ベトナム)や Allens Arthur Robinson(ベトナム)での執務経験を有する。

2008年にベトナム社会主義共和国弁護士登録。

西村あさひ法律事務所では現在、
国内外に 18 の拠点を設けています。



東京

東京都千代田区大手町1-1-2 大手門タワー 〒100-8124

Tel 03-6250-6200 Tel 03-6250-7210 (弁護士法人西村あさひ法律事務所 主事務所)

名古屋

Tel 052-533-2590
社員 藤井宏樹

大阪

Tel 06-6366-3013
社員 臼杵弘宗
井垣太介
廣田雄一郎
伴真範

福岡

Tel 092-717-7300
社員 尾崎恒康
高木謙吾
舞田靖子

バンコク

Tel +66-2-126-9100
E-mail info_bangkok@nishimura.com
共同代表 Chavalit Uttasart
小原英志
Jirapong Sriwat

ジャカルタ*1

Walalangi & Partners
Tel +62-21-5080-8600
E-mail info@wplaws.com
執行パートナー Luky Walalangi
Rosetini & Partners Law Firm
Tel +62-21-2933-3617
E-mail info_jakarta@nishimura.com
パートナー 町田憲昭

ヤンゴン

Tel +95-1-8382632
E-mail info_yangon@nishimura.com
代表 湯川雄介
副代表 今泉勇

北京

Tel +86-10-8588-8600
E-mail info_beijing@nishimura.com
首席代表 中島あずさ
代表 志賀正帥

上海

Tel +86-21-5280-3700
E-mail info_shanghai@nishimura.com
首席代表 野村高志
代表 東城聡
木下清太

シンガポール

Tel +65-6922-7670
E-mail info_singapore@nishimura.com
共同代表 山中政人
宇野伸太郎
パートナー 佐藤正孝
煎田勇二
Ikang Dharyanto

ご案内:シンガポール法律事務所であるBayfront Law LLCとのNishimura & Asahi-Bayfront Law Allianceにより、シンガポール法を含んだリーガルサービスを提供しております。

Okada Law Firm(香港)*2

Tel +852-2336-8586
E-mail s.okada@nishimura.com
代表 岡田早織

ニューヨーク

Nishimura & Asahi NY LLP
Tel +1-212-830-1600
E-mail info_ny@nishimura.com

執行パートナー 山口勝之
副執行パートナー 清水恵
パートナー 辰巳郁
浦野祐介

ドバイ

Tel +971-4-386-3456
E-mail info_dubai@nishimura.com
カウンセラー 森下真生

フランクフルト

Nishimura & Asahi Europe
Rechtsanwaltsgesellschaft mbH
Tel +49-(0)69-870-077-620

デュッセルドルフ

Nishimura & Asahi Europe
Rechtsanwaltsgesellschaft mbH
Tel +49-(0)211-5403-9512

E-mail info_europe@eml.nishimura.com

共同代表 石川智也
Dominik Kruse

ハノイ

Tel +84-24-3946-0870
E-mail info_hanoi@nishimura.com
代表 平松哲

ホーチミン

Tel +84-28-3821-4432
E-mail info_hcmc@nishimura.com
代表 大矢和秀
Vu Le Bang
Ha Hoang Loc

台北

西村朝日台湾法律事務所
Tel +886-2-8729-7900
E-mail info_taipei@nishimura.com
共同代表 孫櫻情
張勝傑

*1 提携事務所 *2 関連事務所

当事務所のアジアプラクティスは、日本とベトナム、インドネシア、シンガポール、フィリピン、タイ、マレーシア、ラオス、カンボジア、ミャンマー、インド、中国、台湾、香港、韓国等を含むアジア諸国との間の、国際取引を幅広く取り扱っております。例えば、一般企業法務、企業買収、エネルギー・天然資源関連、大型インフラ、プロジェクト・ファイナンス、知的財産権、紛争処理、進出および撤退等の取引について、同地域において執務経験のある弁護士が中心となり、同地域のビジネスおよび法律実務を熟知した、実践的なリーガルサービスの提供を行っております。本ニュースレターは、クライアントの皆様のニーズに即応すべく、同地域に関する最新の情報を発信することを目的として発行しているものです。